

平成 3 0 年

第 1 回 臨時教育委員会

我孫子市教育委員会

平成30年第1回臨時教育委員会日程

日 時 平成30年5月22日（火） 午前9時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
足立 俊弘

日程第2 議 案
議案第1号 我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要綱
の制定について (学校教育課)

目 次

議案第 1 号 我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要綱
の制定について 1

議案第1号

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要綱の制定について

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要綱を次のとおり制定する。

平成30年5月22日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉部俊治

提案理由

学校職員の労働環境を整備し、教育活動の質の維持向上を図るため、「我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会」を設置し、「我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プラン」を策定するため制定するものです。

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 我孫子市立小中学校に勤務する職員の心身の健康保持を実現し、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより学校職員の生活の質の向上を図ることを通じて、教育活動の質の維持向上を図ることを目的とする我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プラン（以下「推進プラン」という。）を策定するため、我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、推進プランを策定し、教育委員会に報告することとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人をもって組織する。

2 委員は、教育長、教育総務部長及び次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱し、又は任命した者とする。

- (1) 市内小中学校の保護者 2人
- (2) 我孫子市小中学校長会に属する者 1人
- (3) 我孫子市小中学校教頭会に属する者 1人
- (4) 我孫子市小中学校教職員に属する者 6人
- (5) 教育総務部指導課に属する職員 2人
- (6) 生涯学習部文化・スポーツ課に属する職員 1人

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、教育総務部長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から推進プランの策定が完了し、教育委員会に報告するまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員（第3条第2項第1号に規定する者に限る。）には、予算の範囲内において、報償を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。